

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q 後発医薬品調剤体制加算1～3のうち、どの区分に該当するかを計算する際には、経腸成分栄養剤や漢方製剤などを除いたうえで後発医薬品の調剤割合（数量ベース）をカウントすることになっていますが、2013年4月に後発医薬品の普及促進に向けた新たな政府目標が設定されたことに伴い、後発医薬品の調剤割合の基準や計算方法を見直す方向で検討が進んでいると聞きました。新しい計算方法に変更された場合のことを考えて、現時点で自局がどの程度の調剤割合なのかを試算してみたいのですが、そのようなことは可能でしょうか。（匿名希望）

A 厚生労働省のホームページに、新たな計算方法による数量割合を試算できるよう、一覧表が公表されています。

施設基準の1つである後発医薬品調剤体制加算は、現在、当該薬局で調剤した後発医薬品の使用実績（数量ベースによる割合）に応じて22%・30%・35%の3つに区分さ

れています。これらの基準は、「2012年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%（現状から倍増）以上にする」（「経済財政改革の基本方針2007」、2007年6月19日閣議決定）という政府目標を踏まえて設定されているものです。

しかし、2007年に策定された「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」が見直しの時期を迎えたことを受けて、2013年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が策定され、今後（2013年度以降）5カ年の計画が立てられました。このロードマップの中で、新たな目標値として「後発医薬品の数量シェアを2018年（平成30年）3月末までに60%以上にする」ということが掲げられましたが、この割合は「国際的な比較が容易にできることも踏まえ、後発医薬品に置き換えられる先発医薬品および後発医薬品をベースとした数量シェアとする」こと、すなわち、新指標によるものとなっています（図1）。

現在、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医

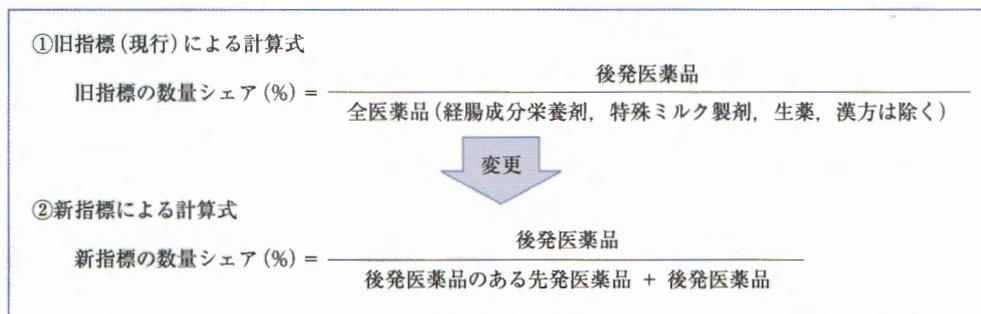


図1 後発医薬品の数量シェアの計算方法

療協議会(中医協)では、2014年調剤報酬改定に向けて議論されており、後発医薬品の使用促進に向けた対応については、新たに策定されたロードマップで掲げられた目標値を踏まえ、その基準のあり方や計算方法を見直す方向で検討が進められている状況です。

このうち、新たな基準(調剤割合に応じた区分)については、保険薬局における直近の後発医薬品の普及状況を踏まえたうえで設定されると思われますので現時点では詳細は不明ですが、計算方法に関しては「後発医薬品調剤体制加算の調剤割合は旧指標で示されているが、後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップで示された新指標に変更してはどうか」(2013年12月4日、中医協総会資料より)と事務局(厚生労働省)から提案があり、

支払側ならびに診療側の委員から概ね了承されました。

実際には、中医協から厚生労働大臣へ答申されるまで具体的な内容が確定するわけではありませんが(答申は2014年2月中旬頃までには行われる見込み)、新指標による計算方法への見直しについては中医協で一定の方向性が示されたことを受けて、厚生労働省はホームページにおいて、新指標による試算ができるよう一覧表を公表しました(表1)。

最終的に調剤報酬改定がどうなるかは別としても、自局の後発医薬品の数量シェアがどの程度の割合であるか、新たに策定された後発医薬品の使用促進のロードマップと照らし合わせてみてはいかがでしょう。

表1 新たな指標による置き換え率の計算について(厚生労働省ホームページ)

掲載ページ(URL)			
厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>使用薬剤の薬価(薬価基準)に記載されている医薬品について(2013年12月27日現在) (http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/03/tp120305-01.html)			
掲載ページの概要(イメージ)			
「使用薬剤の薬価(薬価基準)に記載されている医薬品について」(2013年12月27日現在)			
.....			
1~4 (略)			
5. その他「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」			
各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1:後発医薬品がない先発医薬品(後発医薬品の上市前の先発医薬品等)、2:後発医薬品がある先発医薬品(先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む)と3:後発医薬品(先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。)として分類しています。			
「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」(厚生労働省平成25年4月5日)に基づく後発医薬品の数量シェア(置き換え率)※における「後発医薬品のある先発医薬品」が2で分類される品目であり、「後発医薬品」が3で分類される品目であるため、置き換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。			
※後発医薬品の数量シェア(置き換え率)			
= [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])			
= [3で分類される品目の数量] / ([2で分類される品目の数量] + [3で分類される品目の数量])			
薬価基準記載医薬品 コード	成分名	品名	各先発医薬品の 後発医薬品の有無に 関する情報
: XXXXXXXXXXXX (12桁) :	: (成分名) :	: (薬価基準記載名称) :	: 「1」、「2」、「3」 または空欄 :

〔使用薬剤の薬価(薬価基準)に記載されている医薬品について(2013年12月27日現在)〕 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/03/tp120305-01.html>)